

働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対策の進捗状況 について

令和元年8月22日

「しわ寄せ防止総合対策」の策定と業所管省庁への働きかけ

「大企業・親事業者の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」の進捗状況

- 「振興基準」の分かりやすいリーフレットを作成【中小企業庁（8月）】
 - ・ 都道府県労働局、労働基準監督署に順次配付し、働き方改革関連法に関する説明会等の機会に配付。
- 働き方改革関連法に関する説明会への中小企業庁職員の派遣
【厚生労働省・中小企業庁（8月～）】
 - ・ 労働基準監督署が開催している中小企業向けの説明会に、中小企業庁や地方経済産業局の職員を派遣。
 - ・ 「振興基準」の内容や、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する親業者の行為について説明し、「しわ寄せ」の防止に向けた周知啓発を実施。
- 「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例関係【業所管省庁（8月～）】
 - ・ フォローアップ調査の結果の中から、「しわ寄せ」事例と考えられるもの（11事例）及び「しわ寄せ」防止・改善事例と考えられるもの（17事例）を、令和元年8月16日、厚生労働省・中小企業庁から業所管省庁に提示。
- 経営トップに対する直接要請等【業所管省庁（3月～）】
 - ・ 業所管省庁の幹部等が、大企業等の経営トップが参加する総会、会合などに出席し、コスト負担を伴わない短納期発注等を防止し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないよう、141回の直接要請を実施。

参 考

「しわ寄せ防止総合対策」の策定と業所管省庁への働きかけ

- 厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため **「大企業・親事業者の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」**（令和元年6月26日）を策定。
- 業所管省庁に対して、所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与について働きかけを実施（令和元年7月30日付け厚労省局長・中企庁長官連名通達発出）。

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

「しわ寄せ防止総合対策」の策定と業所管省庁への働きかけ

＜厚生労働省・中小企業庁から業所管省庁に働きかけを行った主な取組＞

① 「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例の収集と周知・広報

- ・厚労省において取りまとめた「しわ寄せ」の声やその防止・改善につながったとの声をもとに、各業界団体への追加ヒアリング等により、「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例の作成。
- ・作成した業界固有の「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」の防止・改善事例を業界団体に周知・広報。

② 経営トップに対する直接要請等

- ・業所管省庁の幹部等が、大企業・親事業者の経営トップが参加する全国的・地域単位の主要な業界団体の会合などを活用し、自社の働き方改革により下請事業者に「しわ寄せ」が生じないよう直接要請を実施。
- ・経営トップが出席する各種会合において『大企業・親事業者の働き方改革による下請事業者への「しわ寄せ」防止』を議題として積極的に取り上げるよう業界団体へ依頼。

③ 下請中小企業振興法「振興基準」等による「しわ寄せ」防止に向けた行政指導の活性化

- ・中企庁が策定・提供する「振興基準」等の分かりやすい資料等を活用し、「しわ寄せ」事例に対する行政指導を活性化。

＜厚生労働省・中小企業庁から働きかけを行った業所管省庁（10省庁）＞

	業所管省庁	担当部局		業所管省庁	担当部局
1	警察庁		6	林野庁	
2	総務省	情報流通行政局 他	7	水産庁	
3	国税庁		8	経済産業省	製造産業局 他
4	厚生労働省	医薬・生活衛生局 他	9	国土交通省	自動車局 他
5	農林水産省	食料産業局 他	10	観光庁	

※「担当部局」は省のみ記載。

総合対策の進捗状況①

○ 「振興基準」の分かりやすいリーフレットを作成【中小企業庁（8月）】

- 都道府県労働局、労働基準監督署に順次配付し、働き方改革関連法に関する説明会等の機会に配付

平成30年12月改訂により「振興基準」に盛り込まれた
「しわ寄せ」防止に関する規定をリーフレットに追加！

08 | NEW 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の過正なコストは親事業者が負担する。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えは...
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした要請拒否や減額
●納期や工期の過ぎな年末未集中



09 | NEW 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう!

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果すこと。

下請事業者も事業承継計画の策定など、事業承継に向けた計画的な取組を行う。



10 | NEW 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう!

- 自然現象による灾害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

天災等が発生した場合...
●下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
●親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
●親事業者は被災を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の維持や優先的な発注などを配慮する。

取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ▶世耕プラン

(本件に関する問い合わせ先) 中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669



下請振興法の「振興基準」とは？

平成30年12月に振興基準が改正されました！



下請振興法の「振興基準」とは？

親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。

下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。

※「振興基準」：下級中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

改正のPOINT

- 大企業間の取引についても手形払いを現金化に！
- 型代金は、下請事業者から一括払いの要望があれば、速やかに支払うよう努めること！
- 「働き方改革」への対応によって、下請事業者に不利益になるような取引を行わないこと！

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁

6

総合対策の進捗状況②

○ 働き方改革関連法に関する説明会への中小企業庁職員の派遣

【厚生労働省・中小企業庁（8月～）】

- ・ 労働基準監督署が開催している中小企業向けの説明会に、中小企業庁や地方経済産業局の職員を派遣。
- ・ 「振興基準」の内容や、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する親業者の行為について説明し、「しわ寄せ」の防止に向けた周知啓発を行った。

<開催予定及び実績>

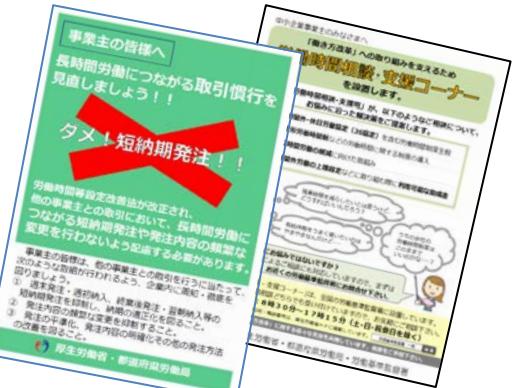
- ・ 令和元年8月に、全国20会場への派遣を予定。8月20日までの派遣実績は以下のとおり。
- ・ 令和元年9月以降も、順次派遣し、全国100会場以上で「しわ寄せ」の防止に向けた周知啓発を実施する。

日付	会場	職員を派遣した経産局等
8月5日	東京都江戸川区	中小企業庁
8月7日	北海道滝川市	北海道経済産業局
8月8日	広島県広島市	中国経済産業局
8月19日	北海道札幌市	北海道経済産業局
8月20日（午前）	大阪府大阪市	近畿経済産業局
8月20日（午後）	大阪府大阪市	近畿経済産業局

✓ 都道府県労働局・労働基準監督署における周知・支援

全ての労働基準監督署（321署）に**労働時間相談・支援コーナー**（相談窓口）を設置するとともに、特別チームを編成し、**労働時間相談・支援班**により、改正労基法等の周知を中心とした説明会や個別訪問などのきめ細やかな相談・支援等を実施している。

※このほか、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士などの専門家による窓口相談対応や個別訪問による支援、セミナーの開催等を実施している。



総合対策の進捗状況③

○ 業所管省庁による取組

① 「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例関係

- ・フォロアップ調査の結果の中から、「しわ寄せ」事例と考えられるもの（11事例）及び「しわ寄せ」防止・改善事例と考えられるもの（17事例）を、令和元年8月16日、厚労省・中企庁から業所管省庁に提示。

今後、業所管省庁で追加ヒアリング等を行い、9月末を目途に内容の取りまとめを行う。

「しわ寄せ」事例と考えられるもの

- ・従前より親事業者から小ロット、短納期要望に対応せざるを得ない場合が多く、会員企業が苦慮しており、今後さらにその度合いが高まるおそれがある。
- ・「働き方改革」に伴い、大手ゼネコンの建設現場で定時終業を遵守するため、本来、ゼネコンが行うべき施工図のチェックを押し付けられる。
など

「しわ寄せ」防止・改善事例と考えられるもの

- ・物流業者から着荷主に提案することで、朝一納入指定を前日の午後納入に変更することで作業効率を上げることができた。
- ・10連休中に大量納入の発注があったが、休日出勤に伴うコスト増について、発注先に応分の負担をお願いし、理解を得られた。
- ・得意先に対して「働き方改革への取組のご理解・ご協力のお願い」の文書を活用することで、全国的に取り組んでいるが、一部に改善の報告が寄せられている。
など

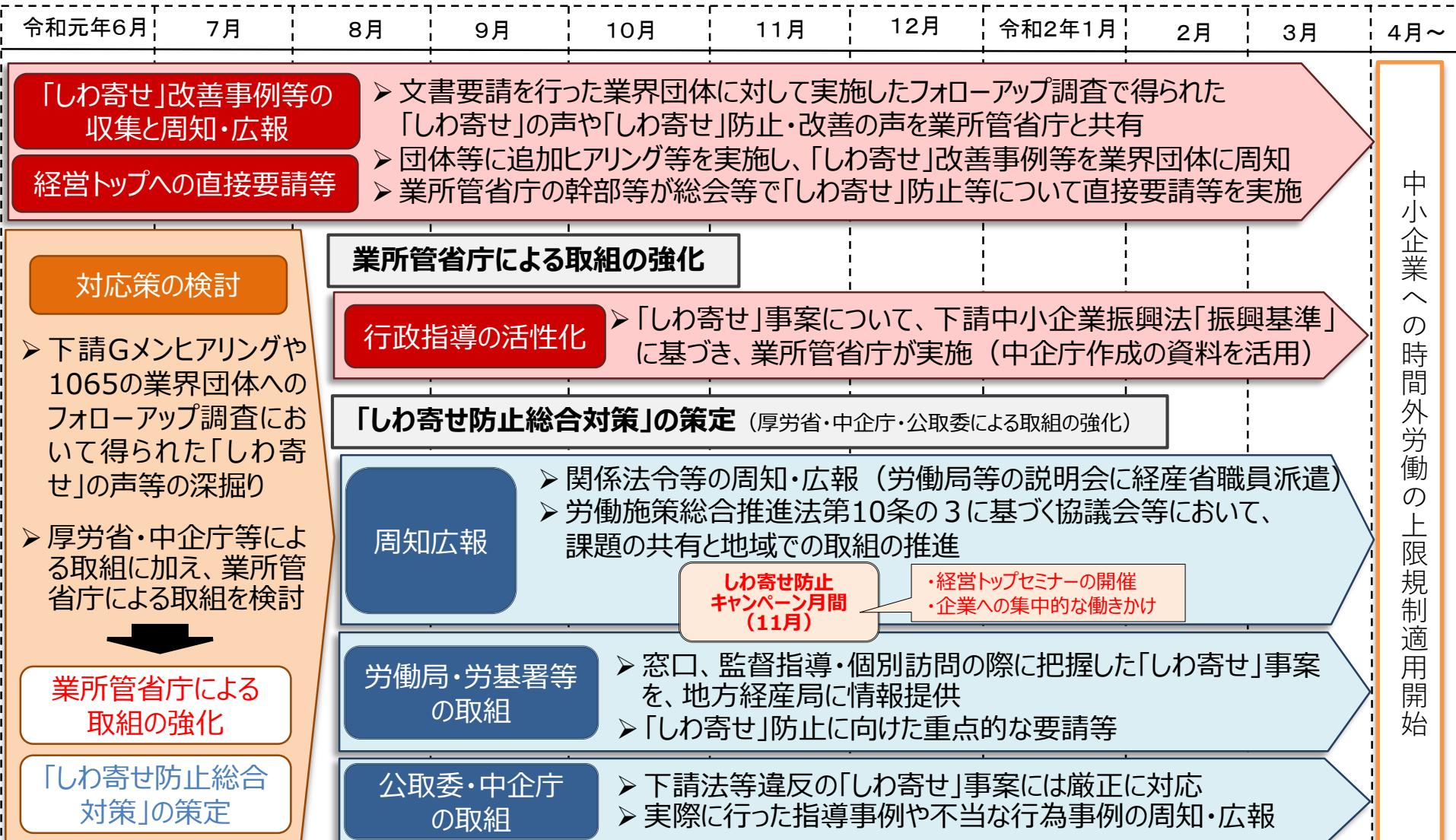
② 経営トップに対する直接要請等

- ・業所管省庁の幹部等が、大企業等の経営トップが参加する総会、会合などに出席し、コスト負担を伴わない短納期発注等を防止し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないよう、平成31年3月以降、141回の直接要請を実施。

(内訳) 農水省77回、林野庁23回、経産省20回、水産庁10回、国税庁9回、国交省2回

(参考) 働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対応について（工程表）

- 中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、大企業・親事業者に対する「しわ寄せ」防止に向けた取組を集中的に実施
- 取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施



※令和2年度以降においても上記の取組を実施し、PDCAサイクルを着実に回していく。

参考資料 1

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への 「しわ寄せ」防止のための総合対策

令和元年 6 月 26 日
厚生労働省
中小企業庁
公正取引委員会

1 目的

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行される中、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

このため、働き方改革関連法による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号。以下「労働時間等設定改善法」という。）第 2 条第 4 項において、事業主に対し、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと等、取引上必要な配慮をするように努めなければならないこととされたほか、働き方改革関連法による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）第 10 条に基づく「労働施策基本方針」（平成 30 年 12 月 28 日閣議決定）において、このような「事業者の取引上必要な配慮が商慣行に浸透するよう、関係省庁が連携して必要な取組を推進することとされている。

こうした厚生労働省の取組を踏まえ、中小企業庁では、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」について、平成 30 年 12 月、親事業者に対して、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期又は追加の発

注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担すること等を新たに盛り込む改正を行うなど、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて、各種施策を講じているところである。

本総合対策は、働き方改革と取引適正化を車の両輪として捉え、「就業機会の拡大や意欲・能力を存分に發揮できる環境」と「公正な取引環境」の実現が、大企業等と下請等中小事業者の双方において「成長と分配の好循環」を実現するまでの共通の課題の一つであるとの認識に立ち、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図りつつ講じる所要の措置を取りまとめたものであり、これらの着実な実施によって大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止することを目的とするものである。

2 事業者が遵守すべき関係法令等の周知徹底

(1) あらゆる機会を通じた周知

都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）において、業所管省庁や労使団体等の関係者との間で、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する課題の共有を図り、地域における取組を推進する。

また、労働局、労働基準監督署（以下「労基署」という。）及び働き方改革推進支援センターは、窓口、集団指導及び監督指導等のあらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請事業者が払うべき努力の方向性や親事業者が行うべき協力の在り方を示した「振興基準」等についてもリーフレット等を活用した周知を図り、事業者が遵守すべき関係法令等の内容について、事業者に広く周知を図る。

さらに、労基署が行う働き方改革関連法に関する説明会において、地方経済産業局（以下「経産局」という。）の職員から働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発を行い、必要に応じ、説明会の会場で「しわ寄せ」に関する相談に応じるなど、労働局と経産局による連携した取組を実施する。

(2) 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定等

新たに11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、経営トップセミナーの開催など、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」の防止に向けた集中的・効果的な取組を実施する。

- (3) 公正取引委員会・中小企業庁による不当な行為の事例集等を用いた啓発
公正取引委員会・中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）違反の疑いのある「しわ寄せ」事案など指導等を行った事案及び不当な行為の事例集（いわゆる「べからず集」）等を用いて、大企業等を対象とした各種説明会等の機会を活用し、分かりやすい啓発を積極的に行う。

また、厚生労働省も、上記(1)の周知においてこの事例集等を活用する。

3 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供

- (1) 「しわ寄せ」相談情報の提供

労働局及び労基署等の窓口において、下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合や、下請等中小事業者に対する監督指導時等において、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合（下記(2)の通報制度の対象となる場合を除く。）には、上記 2(1)の周知を図るとともに、相談情報を経産局に情報提供する。

- (2) 通報制度の的確な運用

労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う。

4 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等及び厳正な対応

- (1) 労働時間等設定改善法に基づく重点的な要請等

労働局は、管内の大企業等を個別に訪ね、労働時間等設定改善法第 2 条第 4 項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施する。

- (2) 下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案に対する厳正な対応

公正取引委員会・中小企業庁は、下請法等の違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、当該事案に対して厳正に対応する。

5 業所管省庁に対する働きかけ

厚生労働省・中小企業庁は、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けて、業所管省庁から所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与について働きかけを行う。

特に、次の取組については、確実に実施されるよう働きかけを行う。

- ① 平成31年2月から3月にかけて厚生労働省から文書要請を行った業界団体へのフォローアップ調査を通じて得られた「しわ寄せ」の声やその防止、改善につながったとの声について、さらに追加ヒアリング等を行い、「しわ寄せ」の防止・改善事例を取りまとめ、業界団体への周知徹底を図る。
- ② 全国的・地域単位の主要な会合等において、業所管省庁の幹部等から大企業等の経営トップに対し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないよう直接要請等を行う。
- ③ 「しわ寄せ」事案に対し、「振興基準」等を活用した行政指導を活性化させる。